

37工場から水銀検出

厚生省 汚染対策で通達

阿賀野川の「第一の水俣病」事件をきっかけに、厚生省は昨年全

国の水銀を扱っている百九十四工場のうち五十工場について、工場が十七日、その結果を発表した。

この調査では水銀工場周辺でいまだ危険な地域はみられなかった

もあるとしている。このため厚生省は、関係官庁、都道府県を通じて、各工場の処理施設を整備するよう注意するとともに、中毒防止のための「水銀による環境汚染暫定対策」を作成、同日、環境衛生局長名で各都道府県に通達した。

た国の救済制度がほしい」としている。

調査は水銀を扱っている全国の百九十四工場を対象に四十一年に三工場、四十二年に五十工場について行なわれた。今度の調査結果では、五十工場のうち工場の排水から水銀が検出されたのは電気分解工場八、電気分解・塩化ビニール工場六、農薬工場五、化学薬品工場四、鉱山など水銀原体工場三、塩化ビニール工場三など三十七工場にのぼっている。検出された水銀量は最低〇・〇一PPM（PPMは百万分の一の単位）

なお水俣市では十九日、水俣病患者互助会（中津美芳会長）代表に、被爆者手帳のような水俣病患者手帳を手渡す。患者は現在六十九人。手帳をもって病院に行けば本人は医療費の全免が受けられ、市がこれを負担する。

最高は二・五PPMで、三工場

が、このまま放置しておけば「第三の水俣病」など水銀中毒の心配

会社からの見舞い金を取入と認定せざるをえず、このため保護世帯は患者をかかえて悲惨な生活を送っている。因としては、イタイイタイ病その他の均衡も考えねばならず、いまだ水俣病で特別の基準をつくるのはむずかしいとい

られ、市がこれを負担する。

国会までにこの問題でメハナがつくよう厚生省に働きかけたい。

最高は二・五PPMで、三工場

◇県社会課の話 現行法では、

の集中する富山県小矢部川では魚の体内にある総水銀量が四〇PPM以上もあり、水俣病の原因となるメチル水銀よりの物質も検出されたためことし三月、漁獲制限（六月解除）を行ない、「第三の水俣病」を事前に食い止めるという成果もあげている。

同省ではこの調査結果から、富山県の三工場を除いては、直ちに危険はないが、水銀工場の中にはいまだに排水処理施設などの不十分などところも多いので、排水による水銀流出防止や魚介類などへの影響についての監視や調査を強化していくことにしている。

各都道府県に通達した暫定対策では、水銀を使用し排出する可能性のある工場、鉱山や地質などで高い水銀を含んでいる場合などに監視体制を強化し、水銀による汚染を判定し、水銀中毒の防止を目的としている。

判定基準は①工場排水では総水銀量が〇・〇一PPMを越えるときには警戒とし、メチル水銀が検出された場合には調査を進める②魚などの総水銀量が一PPMを越えるものが、検体総数の二〇割を越えたり、一〇PPM以上の量が検出された場合には精密調査③人間の頭髮は二〇PPM以下なら正常だが、五〇PPM以上を越えている場合にはその人が水銀を含んだ薬を使っているかなどの調査を並行して進め、工場排水による汚染の可能性があれば工場調査や環境汚染調査を行なう一などとなっている。

水銀による環境汚染防止対策としてはこれが世界で初めてで、同省では早急に「特定汚物による環境汚染に関する法律」などをつくり、四十五年度には恒久的な水銀対策を確立する方針である。